

第2次 10連休対策に関する アンケート結果 (中間集計)

平成31年4月25日 定例会見
公益社団法人 日本医師会



第1次調査（平成30年12月実施）の概要 （平成31年1月公表）

- 都道府県医師会を対象。44医師会より回答を得た。（設問により集計対象数が異なる）
- 回答内容より、**平成30年12月の時点では、都道府県行政の危機意識が概して低いことがわかった。**都道府県医師会による評価は、有効回答38件中5件（13・2％）が「危機意識は極めて低い」、19件（50％）が「低い、不十分」であった。
逆に危機意識を高く持っている」と評価されたのは6県で、都道府県医師会とある程度連携がとられているケースも見られた。
- 「考えられる課題」として、日医から事前に示した8点〔①中央省庁、地方公共団体その他関係機関に対する注意喚起、連携の要請②救急搬送・医療③公的医療機関等④医療の提供⑤外国人医療対策⑥介護、在宅医療分野⑦テロ災害対策⑧日本医学会総会の開催期間との重複〕については、各都道府県医師会から、おおむね了解を得た。
- 初期・二次救急医療については、通常のゴールデンウィークと同様の体制をとっている地域が多く、一部では、体制強化を図る所も見られた。
- 人員確保や、卸・調剤等を含む関連事業者と一体となった体制づくりという課題の指摘や、公立・公的医療機関について、政策医療の観点から、民間医療機関との役割分担を前提として、10連休対策を求める意見もあった。
- 最後に、当時の会見では、下記について言及。
 - **日本医師会では、アンケートの実施前から厚生労働省等と協議を重ね、危機意識を省内全体で共有してもらうことに力を注ぐとともに、全国の都道府県や市区町村行政に対する危機意識の啓発、連休中の医療提供体制の構築のため、通知の発出や調査の実施を要請してきた。**
 - **厚労省には引き続き、都道府県・市区町村行政が、地域医師会との連携を強化することを要請していくとともに、関係省庁とも情報共有し、全国的な体制構築に努めていきたい。**

第1次調査（平成30年12月）以降の経緯、 10連休中の日本医師会の体制

1. 第1次調査以降の経緯

- 2019年1月9日：第1次調査結果の公表、厚生労働省への情報提供
- 1月15日～
 - 厚生労働省医政局通知（都道府県に対し、救急医療・外来医療・在宅医療・調剤機能に関する体制の確保、状況把握の要請）、保険局通知（休日加算、処方箋日数等）の発出
 - 厚生労働省webサイトにて都道府県の医療提供体制の情報提供
 - 総務省消防庁救急企画室通知発出（連休中の救急搬送）
 - 総務省自治財政局事務連絡発出（在宅当番医制等への財政措置）。全国会議にて、都道府県・市町村担当者に対し連休中の医療提供体制の確保に向けて適切な対応を要請

2. 関係省庁連絡会議

- 2月25日：「患者の治療等の支障防止」を含む政府の対応を決定（3月25日、4月15日改定）

3. 日本医師会における連休中の体制

- 日本医師会webサイトへの関係ページの開設
- 救急災害医療担当部門宛電話・メールの転送、都道府県医師会・日本医師会事務局災害時情報共有システムによる災害等発生時の早期対応

日本医師会webサイト



過去の日本医師会アンケート結果のほか、政府の対応、厚生労働省による各都道府県の医療提供体制へのリンクや外国人医療対策、日本医師会の救急蘇生法普及啓発やテロ災害対策のご案内

日本医師会
Japan Medical Association

アクセス 日本医師会について サイトマップ

ホーム

国民のみなさまへ

医師のみなさまへ

メンバーズルーム

ホーム > 国民のみなさまへ > 医師会の取り組み > 日本医師会から国民の皆様へのお知らせ > 2019年10連休対策について

2019年4月22日

2019年10連休対策について

平成31年（2019年）4月27日から令和元年（同）5月6日にかけて、天皇ご即位に伴う10連休が予定されています。多くの医療機関では、4月27日は診療を行っています。それ以外の日の医療ニーズにどう対応するか、あるいは、連休中のイベントや旅行等で急病等にかかる場合もあります。
日本医師会として、10連休が国民生活に支障を来さないよう、対応してまいります。

1. 日本医師会アンケート調査結果の概要

平成30年12月、日本医師会では、都道府県医師会を対象に、(1)都道府県行政の危機意識、(2)行政と都道府県医師会との連携、(3)考えられる課題についてアンケート調査を行いました。
▶ [記者会見（平成31年1月9日）](#)

2. 医療機関の診療情報／外国人向け多言語説明資料

▶ [厚生労働省 2019年4月27日から5月6日までの10連休における各都道府県の医療提供体制について](#)
▶ [観光庁 外国人向け医療機関検索サイト](#)
▶ [厚生労働省 外国人向け多言語説明資料 一覧](#)

3. 救急蘇生法～連休中、旅行先などで、周りの人に万が一の時があったら～

▶ [日本医師会救急蘇生法](#)

4. マスギャザリング災害（CBRNEテロ含む）

▶ [日本医師会 CBRNE\(テロ災害\)研修会～TOKYO2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けて～（2018年4月4日）](#)
※会員専用ページ（メンバーズルーム）内の掲載です。

5. 政府の対応

▶ [天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の円滑な施行に関する関係省庁連絡会議](#)

第2次10連休対策に関する アンケート結果（中間集計）

- **調査の目的**

日本医師会では、昨年12月、2019年4～5月の「10連休対策」について各都道府県医師会にアンケート調査を行い、都道府県行政の危機意識等、重要な情報を得たところです。本調査は、10連休を目前に控え、各都道府県の対策を最終的に確認し、都道府県医師会と日本医師会との間で情報を共有し、課題の解決に対応することを目的として実施いたします。

- **調査対象**：都道府県医師会

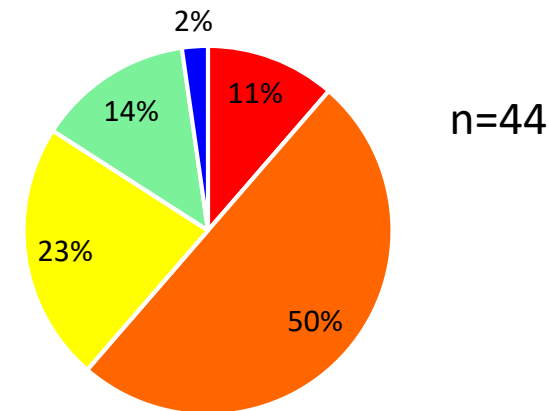
- **調査方法**：WEBによる回答

- **調査期間**：2019年4月8日～22日

- **回答数**：44医師会（93.6%）※4月24日現在

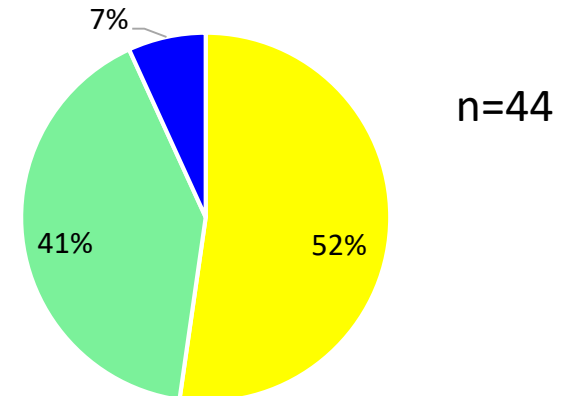
貴都道府県行政（医療担当部局のほか、消防防災、保健・介護・福祉等の関連部局、保健所を含む）**では、10連休における医療提供体制の確保等について、どの程度の危機意識を有していると評価していますか。5段階評価にてお答えください。**

第1次調査（2018年12月）



- 1. 危機意識は極めて低い
- 2. 低い、不十分
- 3. まあまあ
- 4. 高い
- 5. 十分に高い

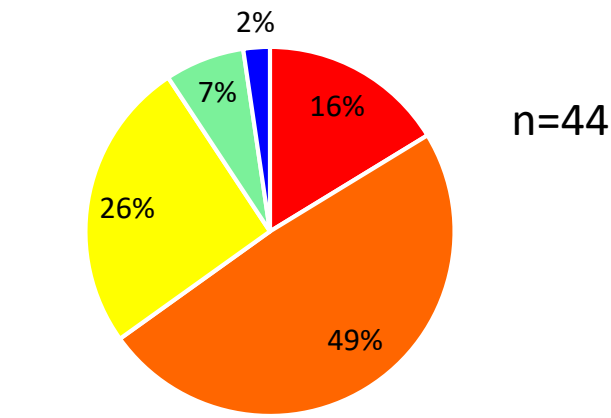
第2次調査（2019年4月）



- 1. 危機意識は極めて低い
- 2. 低い、不十分
- 3. まあまあ
- 4. 高い
- 5. 十分に高い

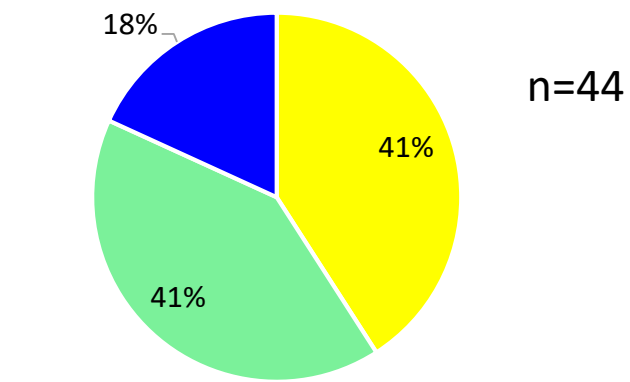
貴都道府県行政は、10連休への対策について、貴会との間で、どの程度の情報共有や連携を図っていると評価していますか。5段階評価にてお答えください。

第1次調査（2018年12月）



- 1. 情報共有や連携は極めて不十分
- 2. 不十分
- 3. まあまあ
- 4. よくなされている
- 5. 十分によくなされている

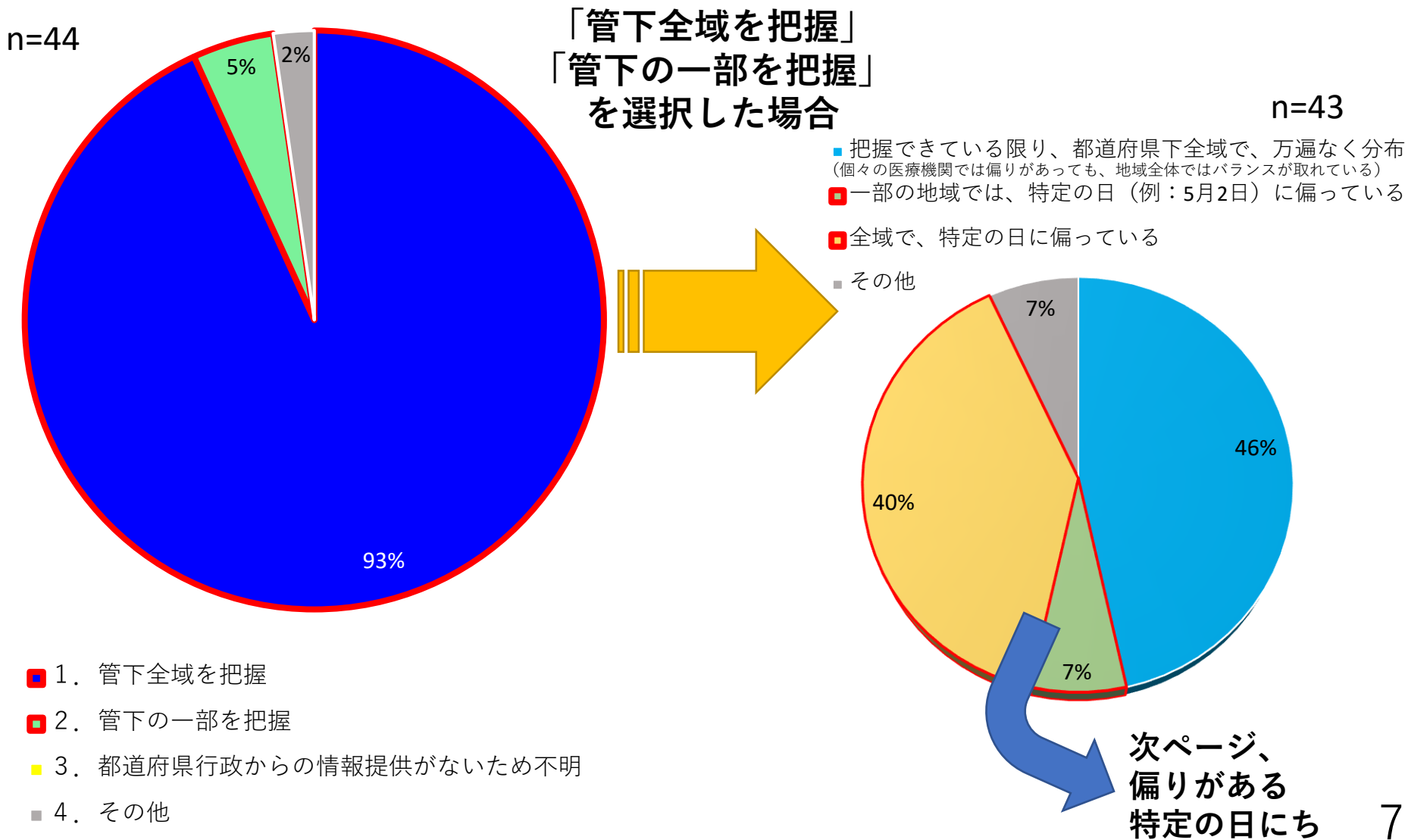
第2次調査（2019年4月）



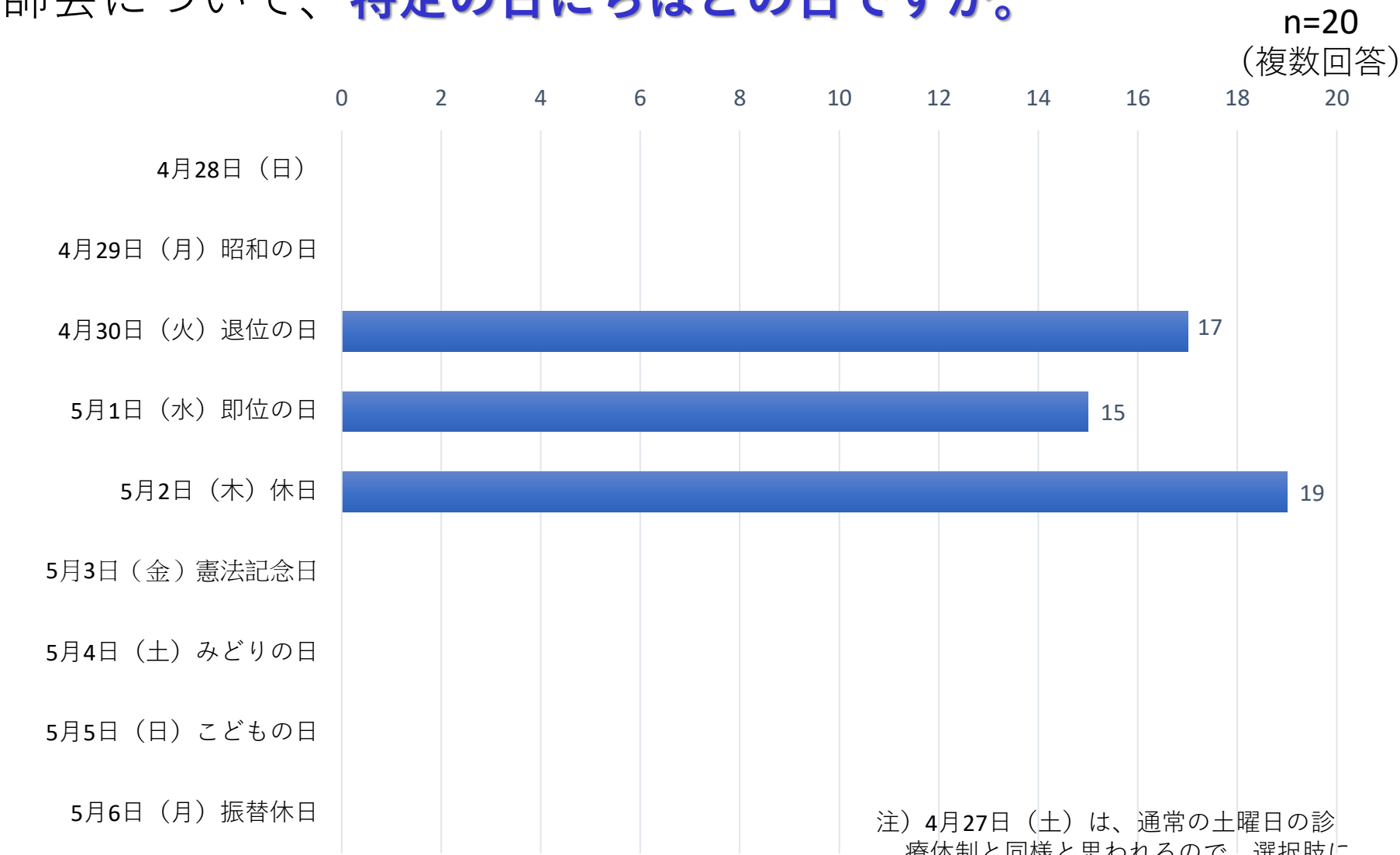
- 1. 情報共有や連携は極めて不十分
- 2. 不十分
- 3. まあまあ
- 4. よくなされている
- 5. 十分によくなされている

厚生労働省より、都道府県行政に対し、2次・3次救急医療や外来医療機能を担う医療機関の連休中の対応状況の把握などを求めています。

都道府県行政の現在の把握状況について、お答えください。



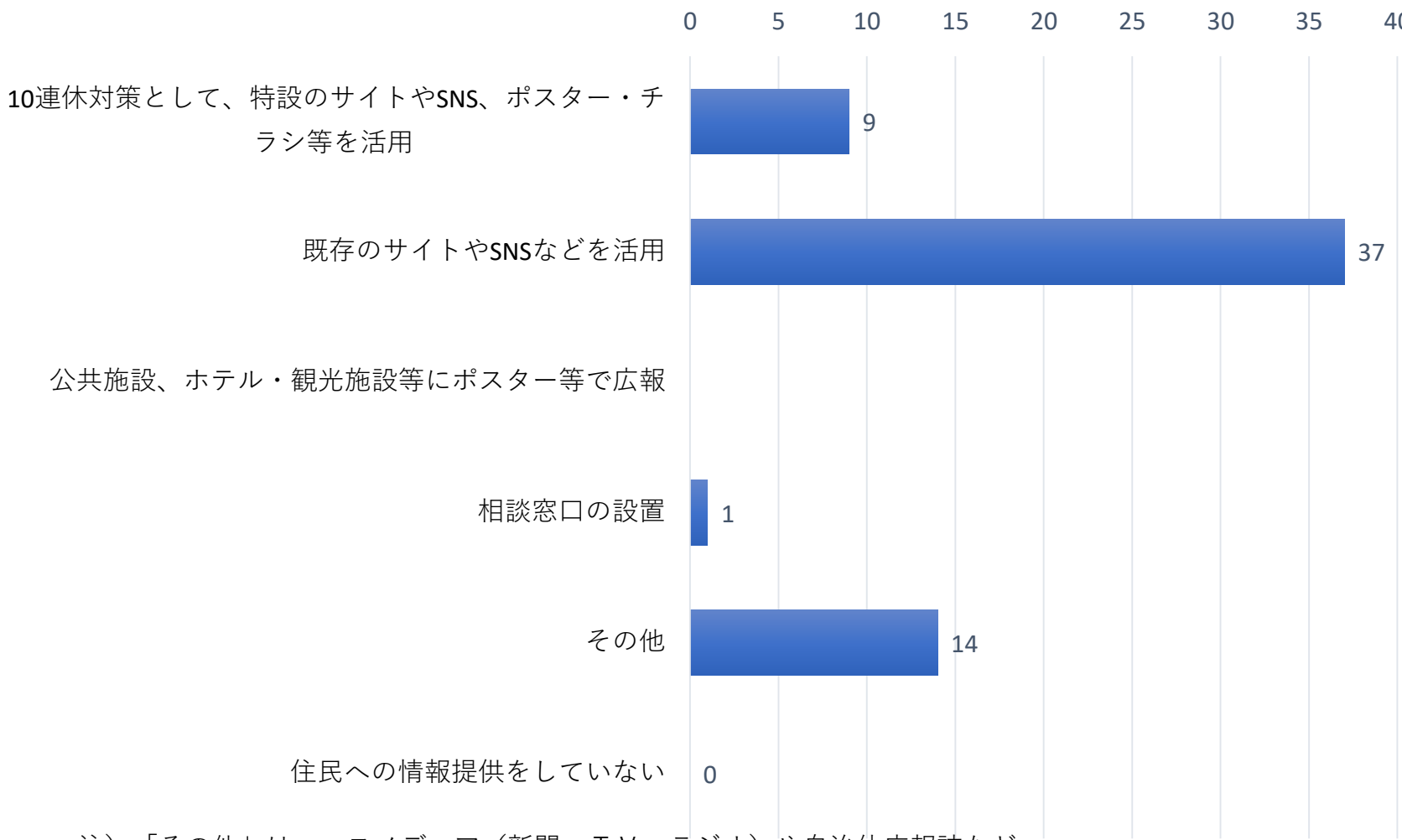
前問で、「一部の地域では、特定の日（例：5月2日）に偏っている」、「全域で、特定の日に偏っている」を選択した都道府県医師会について、**特定の日にはどのような日ですか。**



注) 4月27日 (土) は、通常の土曜日の診療体制と同様と思われるので、選択肢に加えていない。

貴都道府県行政による住民への情報提供（急病時の受診案内、通常診療を実施している医療機関の案内等）について、当てはまるものをすべて選択してください。

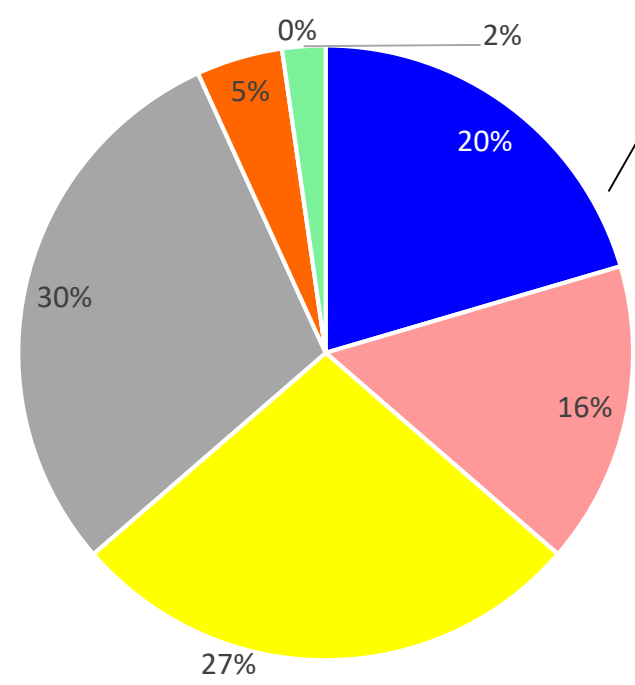
n=44
(複数回答)



注) 「その他」は、マスメディア（新聞、TV・ラジオ）や自治体広報誌など

貴都道府県行政による住民への情報提供に対し、どのように評価していますか。

n=44

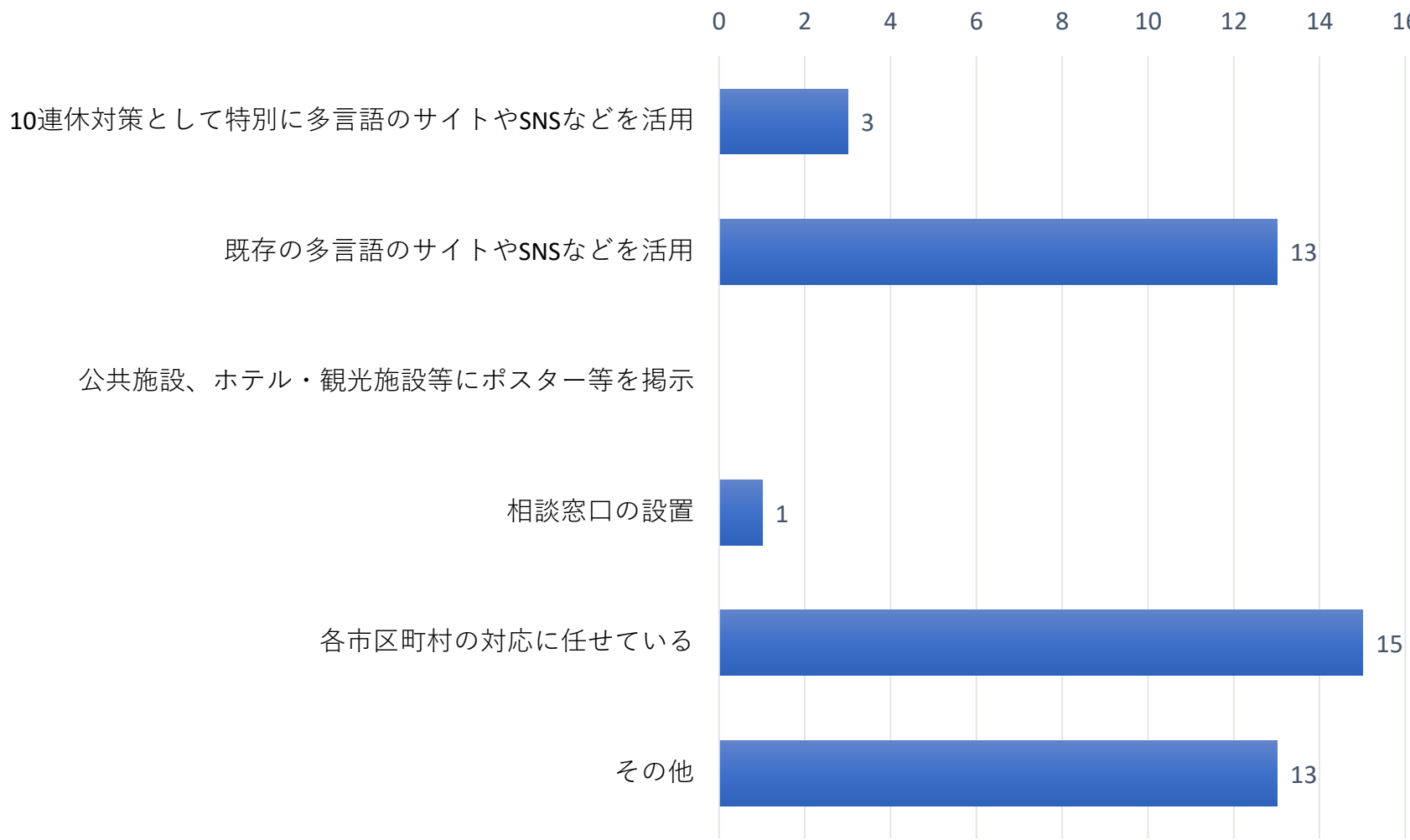


(例：安易に2次・3次救急医療機関を受診せず、診療している地域の医療機関や医師会休日夜間急患センターを受診するよう呼びかけるなど)

- 1. 住民に、医療のかかり方も含めた広報をしており、大変評価できる。
- 2. 上記1のような広報はしていないが、大変評価できる
- 3. ある程度は評価できる
- 4. まあまあ
- 5. やや不十分
- 6. 全く不十分
- 7. わからない、その他

貴都道府県行政による外国人患者対策（急病時の受診案内等）について、当てはまるものをすべて選択してください。

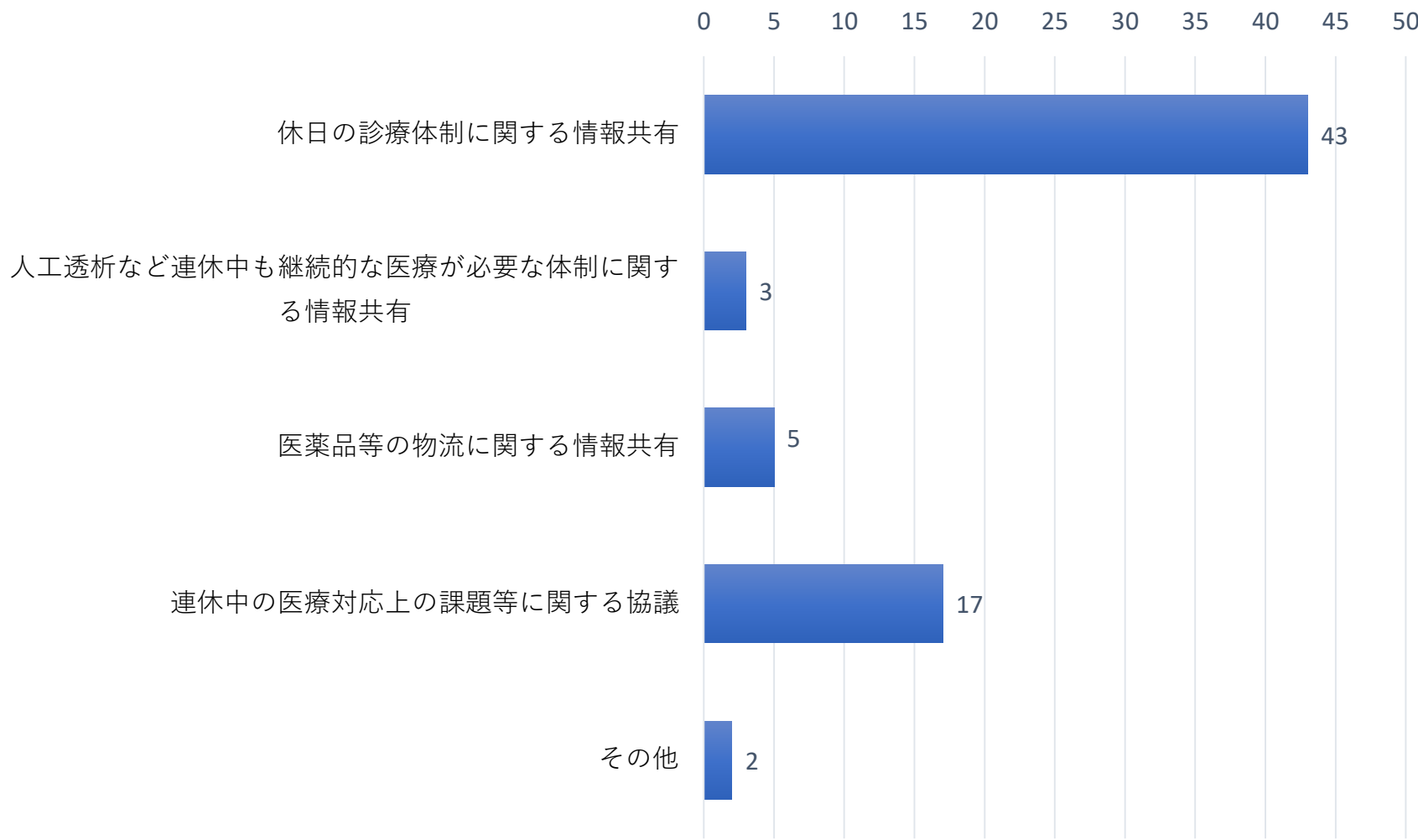
n=44
(複数回答)



(「その他」では、特に対応していないとの回答が多い)

貴都道府県医師会と郡市区医師会との連携状況について、教えてください。

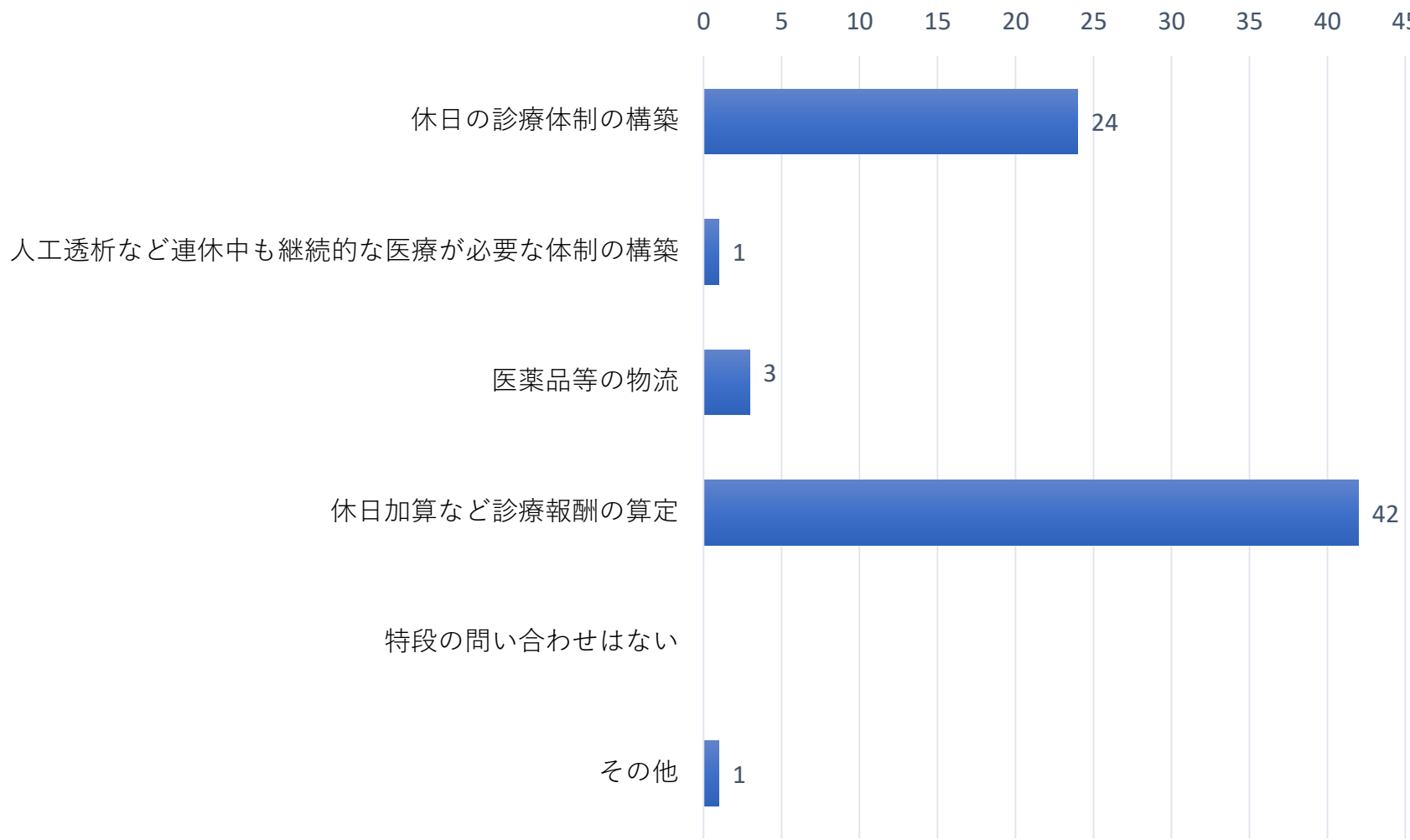
n=44
(複数回答)



(「その他」には、特に対応していない場合も含む)

貴都道府県医師会に対する郡市区医師会や会員からの問い合わせ内容

n=44
(複数回答)



貴都道府県医師会では、医療関係団体・事業者（医薬品卸、在宅）との間で情報交換や協議等何らかの連携を図っていますか。

自由記入回答

- ・各郡市地区医師会に対応
- ・薬局、医薬品卸との情報交換。医薬品卸と数回、情報交換を行った
- ・医薬品卸業協会との間で情報共有を図っている
- ・薬局の開局状況について、県行政及び県薬剤師会と情報共有を行っている。県がリスト化し、HPへ掲載している
- ・県三師会協議会の際に意見交換を行い、その後は10連休中の医療体制について情報提供を行った。卸業に対しても10連休中の医療体制の情報提供を行っているまた、県の関係部署に対しても十分な情報提供、協議を行うよう申し入れている
- ・医薬品卸協同組合とは連休中の外来実施医療機関について情報を共有している
- ・県医薬品卸連合会と情報共有。連合会で一括対応せず、各卸業者が取引先の医療機関と個々に協議し対応することになっている
- ・本会としては、事業者（医薬品卸、在宅）との間で、情報交換や協議は図っていないが、県行政から県臨床検査技師会長あて、「診療に必要な検査を医療機関に提供できるよう、取引先の医療機関と連携を図る」旨の通知を送付し、医療提供体制の確保に向けた対応を依頼している
- ・県病院協会で実施した休日アンケート結果の共有、広報
- ・私立病院協会・府病院協会・薬剤師会・行政と会議を実施し、情報共有するとともに課題について協議を行った
- ・行政主催の連絡会議に関係団体として出席し、情報交換、意見交換を行っている
- ・二次医療圏毎に保健所が中心となって検討している
- ・連休中の診療、救急医療及び3次病院からの転院について協力を要請した

※「医療以外の分野の団体・事業者（ライフライン、物流、金融その他）との間で情報交換や協議等、何らかの連携を図っていますか」との設問では、概ね「医師会としては特にない」旨の回答。